

図形標章の不競法違反控訴事件：知財高裁平成 22(ネ)10015・平成 22 年 11 月 29 日（2 部）判決 控訴棄却 C 2 - 1 5

【事案の概要】

1 別紙 2 原告標章目録記載の原告標章を付した鞆等を販売する控訴人（原告）は、別紙 1 被告標章目録記載 1 の被告標章 1 を付した被告バッグ及び同目録記載 2 の被告標章 2 を付した被告靴を輸入、販売等した被控訴人（被告）に対し、不正競争防止法 3 条（2 条 1 項 1 号又は 2 号）に基づき、被告バッグ及び被告靴の輸入、販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、不法行為（不正競争防止法 4 条）に基づく損害賠償を求めた。

2 原判決は、原告標章と被告各標章との類似性を否定し、原告の請求をいずれも棄却した。

原審では商標権侵害による差止め請求も係属し、原判決はその請求も棄却し、控訴人から控訴があったが、当審係属中にその請求についての控訴は取り下げられた。

3 前提となる事実は、原判決 3 頁 3 行目以下の「1 争いのない事実等」記載のとおりである（そのうち（2）（控訴人の商標権）を除く。）。

【判 断】

不正競争防止法違反の成否に関する判断は、次のとおり加えるほかは、原判決 1 4 頁 7 行目以下の「争点 1（不正競争防止法違反の成否）について」記載のとおりであって、原告標章と被告各標章は類似せず、被控訴人の行為が同法 2 条 1 項 1 号ないし 2 号に該当する行為であるとは認められない。

控訴人は、商品に付された状態の原告標章と被告各標章とを離隔的に観察すると、原告標章は、黒色の地の上に等間隔に配した白い複数の平行する直線と、当該直線と約 60 度の角度で交わる等間隔に配した白い複数の平行する直線とから成るなどといった構成であるのに対し、被告各標章は、褐色又は黒色の地の上に、等間隔に配した白い複数の平行する直線（直線 1）と、直線 1 と約 60 度の角度で交わる等間隔に配した薄い緑がかった茶色の複数の平行する直線（直線 2）とから成るなどといった構成であるから、基本的な構成、すなわち、等間隔で平行に配した直線と、かかる直線と約 60 度の角度で交わる等間隔で平行に配した直線とから成るという点において共通し、また、各直線の輪郭がはっきりせず、にじんだ印象を与えるなどの共通点があるので、原告標章と被告各標章とは類似する旨主張する。

しかし、原判決 1 4 頁 9 行目以下の（1）アでの認定のとおり、原告標章は、同じ大きさの 3 つの杉綾（ヘリンボーン）を組み合わせ「Y」字型としたモ

チーフ（一模様単位）を連続して配して成り、各杉綾は白色、薄茶色、濃い茶色の色彩のものである。そして、これを付した商品（甲23の1～7、11、12及び16～18）を離隔的に観察した場合、確かに、色彩の組合せからして白色の杉綾部分が目立つが、あくまで、白色の杉綾が連続的に多数配されているとの印象を受けるにとどまり、白い複数の平行な直線同士が60度の角度で交わる模様であるとの印象は受けない。

また、被告各標章は、原判決14頁26行目以下の（1）イ及び16頁20行目以下の（2）イでの認定のとおり、同じ大きさの3つの葉を配して扇形状としたモチーフを連続して配して成り、それぞれの葉は、白色、黄緑色、茶色の色彩のものである。そして、これを付した商品（甲21の1及び2、23の8～18、乙30）を離隔的に観察した場合、白色と黄緑色の葉が目立ち、このうち複数の白色の葉は直線的に連続して配されているとの印象を受けるものの、複数の黄緑色の葉については、個々の葉の上端と下端とを結んだ線を仮定した場合、それらの線が少しずつずれており、これらが直線上に配されているとの印象は受けない。

さらに、仮に原告標章の白色の杉綾部分が複数連なって直線を構成しているとの印象を受けるとしても、原告標章では、直線を構成するのが長方形であって、同じ幅の線が続く印象を受けるのに対し、被告各標章では、白色の直線を構成するのが葉であって、幅の変化（凹凸）が大きいので、控訴人が主張する「直線」から受ける印象も、原告標章と被告各標章とで異なっている。

したがって、当審において控訴人が主張する観点から検討しても、原告標章と被告各標章とが類似しているとはいえず、控訴人の上記主張は採用することができない。

第5 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の不正競争防止法に基づく請求はいずれも理由がない。よって、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

原審では、原告は商標権侵害と不競法違反との両者に基いて差止め請求と損害賠償請求をして敗訴したことから、控訴審では係属中に、商標権侵害に基く請求は取り下げ、不競法1本にしたが、結果は変わらなかった。

即ち、不競法2条1項1号又は2号が保護対象とする原告の商品等表示（標章）と被告のそれとは類似しないと判断したのであるが、その理由として裁判所は、両者の模様から受ける印象が違うことを挙げている。印象の違いはその

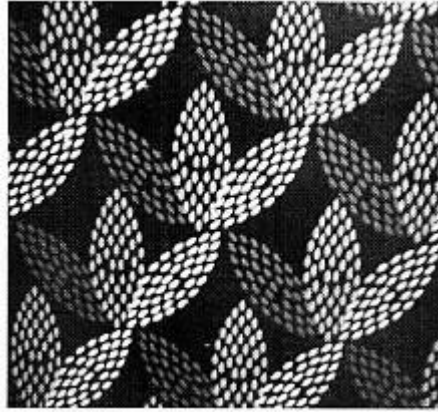
とおりであるが、視覚を通じたそこに存在する具体的構成態様は、その色彩も含めて違うものと判断したことは妥当である。その意味では、この判決は、標章についての類否判断に、意匠についての類否判断を加味しているといえるのである。

〔牛木 理一〕

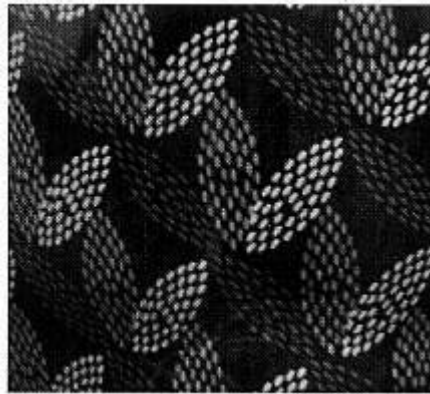
(平成22年(ネ)第10015号判決別紙1)

被告標章目録

1



2



(平成22年(ネ)第10015号判決別紙2)

原告標章目録

